

# 山梨県公報

第千六百十九号

平成十七年

十一月十七日

木曜日

## 目次

### 告示

保安林の指定の予定(三件)……………七七五

道路の区域変更……………七七六

道路の供用開始(二件)……………七七六

建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………七七七

### 公告

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十三件)……………七七七

基本測量の終了……………七八〇

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………七八〇

## 告示

### 山梨県告示第五百九十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
平成十七年十一月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

#### 一 保安林の所在場所

大月市脈岡町奥山字中村三三六、三三七、三四〇から三四二まで、三四四から三四六まで、三五七、三五八

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中村三三六・三三七・三四〇・三四一・三四四・三四六・三五七・三五八(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百九十九号

### 山梨県告示第五百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
平成十七年十一月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

#### 一 保安林の所在場所

大月市笹子町白野字瀧子一六一〇、一六一一、一六二一、一六三三、一八四四

#### 二 指定の目的

水源のかん養

#### 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字瀧子一六一〇・一六一一・一六二二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第六百号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ

うに保安林の指定をする予定である。

平成十七年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

大月市大月町真木字間明野六五二四、六五二五、六五二七、六五三九の一、字間明野原六五六二から六五六五まで、六五六八の一、六五六九、六五七〇、六五七〇内一、六五七一、六五七一内一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字間明野六五二四・六五二五・六五二七・字間明野原六五六二・六五六三・六五六八の一・六五六九・六五七〇・六五七〇内一・六五七一・六五七一内一（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第六百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十七年十二月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 道路の種類 県道

二 路線名 高瀬福士線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡南部町大字福士字東根熊二四四四番の一地先から南巨摩郡南部町大字福士字火打石三三二四〇番の一地先まで	一〇・〇〇	六・五 一一・五	一一〇〇・〇	一一〇〇・〇
	五三・〇			一一〇〇・〇

山梨県告示第六百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十七年十二月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	市之蔵山梨線	山梨市大字上栗原字西田五六番の八地先から山梨市大字上栗原字西田五〇番の三地先まで	一一・〇	平成十七年十一月十七日

山梨県告示第六百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十七年十二月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日

県道	葑崎櫛形豊 富線	葑崎市清哲町大字折戸字下反保 四八七番地先から 葑崎市清哲町大字折戸字連台七 七五番の一地先まで	六〇三・〇	平成十七年 十一月十七 日
		葑崎市清哲町大字青木字下北原 一・二・三番の一地先から 葑崎市清哲町大字青木字下北原 一三〇一番の一地先まで	二八二・〇	

**山梨県告示第六百四号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の位置  
南アルプス市藤田字宮東一六六九番一
- 二 道路の幅員  
六・〇メートル
- 三 道路の延長  
三八・八メートル

**山梨県告示第六百五号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の位置  
笛吹市石和町広瀬字前田二八〇番四
- 二 道路の幅員  
六・〇メートル

- 三 道路の延長  
四〇・四七メートル

**公 告**

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年十月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 小林工務店
  - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市春日居町鎮目千五百八十一番地一
  - 3 相続人の氏名 小林武
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第二五八号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年九月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年十月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社甲斐建設
  - 2 主たる営業所の所在地 山梨市牧丘町窪平十九番地
  - 3 代表者の氏名 渡辺敬仁
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第八六二号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年十月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年十月三十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社宮下組
  - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町河口千七百九十三番地
  - 3 代表者の氏名 宮下一広
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一四）第一二二〇号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年十月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年十月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社有泉土建
  - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市宇津谷四千五百七十八番地
  - 3 代表者の氏名 有泉庸一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一三）第一四三四号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年十月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年十月三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社弘陽建設
  - 2 主たる営業所の所在地 北杜市長坂町長坂上条三千七十四番地
  - 3 代表者の氏名 弘内茂
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第二九九五号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年九月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年十月三十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社古屋工業
  - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市御坂町井之上八百八十七番地
  - 3 代表者の氏名 古屋榮
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第三〇六四号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年十月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年十月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 商号 関戸土建株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 上野原市秋山六千七百十一番地
- 3 代表者の氏名 関戸淳夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第三三八六号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設  
工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年十月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年十月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 商号 株式会社丸勝組
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市蓬沢一丁目七番三号
- 3 代表者の氏名 高木泉
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第四七三五号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設  
工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年十月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年十月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 商号 卯月林業土木
- 2 主たる営業所の所在地 大月市七保町瀬戸千九百二番地
- 3 代表者の氏名 卯月久一
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一二)第五九四二号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年十月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年十月三十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 商号 有限会社堀内工業
- 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市曲輪田新田六百十九番地
- 3 代表者の氏名 堀内洋
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第六四九五号
- 四 処分の内容 土木工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年十月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成十七年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年十月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社志村水道工務店
  - 2 主たる営業所の所在地 都留市法能九百三十五番地
  - 3 代表者の氏名 志村正幸
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第八一五五号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及びしゅんせつ工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年十月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成十七年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年十月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 原建設
  - 2 主たる営業所の所在地 東山梨郡勝沼町等々力千五百十九番地
  - 3 代表者の氏名 原勝
  - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一一)第八二三六号
  - 四 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成十七年九月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年十月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 三友設備工業有限公司
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市住吉五丁目四番二十七号
  - 3 代表者の氏名 高橋美津子
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一五)第八三二八号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年十月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、平成十七年十一月二日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。  
平成十七年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 作業種類 基本測量(基準点測量)
- 二 作業期間 平成十七年五月十日から同年九月三十日まで
- 三 作業地域 富士吉田市、南アルプス市、山梨市、南巨摩郡早川町及び南都留郡道志村

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
平成十七年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
甲斐市竜王新町字元免許二一九、二二〇の二、二三三の一及び二二〇の一の一部の

区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路 ゴミ置場	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲斐市竜王新町二百二十五番地 西山滋郎

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番